

保管や処理の透明性向上へ

三重県適正処理推進条例

有害物管理も厳格化

三重県が施行した産業廃棄物の適正処理推進条例は、産廃の発生現場以外での保管の届け出や処理実績報告の義務付け、県外からの指定特別管理産廃の搬入に関する届け出などが盛り込まれている。PCB廃棄物の適正な新条例（詳細は表参

産業廃棄物の保管場所に係る届出	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物の発生場所以外での保管場所の届出 ●届出義務違反に対する罰則 【第8条】
指定特別管理産業廃棄物に係る報告等	<ul style="list-style-type: none"> ●県外の指定特別管理産廃の県内搬入に対する事前の届出 ●届出内容等の関係市町長への通知と公表 ●未届出者の氏名等の公表 【第9条-12条】
土地所有者等の義務	<ul style="list-style-type: none"> ●借地人が産業廃棄物の処理を行う場合、土地の使用状況等の確認 ●不適正処理が行われた場合等の中止の請求と知事への通報 ●生活環境保全上の支障の除去への協力 【第13条-15条】
産業廃棄物の処理状況等の透明化	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物処理業者が行った処理実績の報告と公表 ●未報告者の氏名等の公表 ●虚偽報告者に対する罰則 【第18条】
行政処分等の公表	<ul style="list-style-type: none"> ●法に基づく命令、許可の取消内容の公表 ●命令に対する改善等措置の公表 【第19条】
PCB廃棄物の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ●PCB廃棄物の事故発生時の通報義務 ●PCB廃棄物の紛失や事故の場合の回収等措置義務 ●PCB廃棄物の紛失・事故発生時の届出義務とその内容の公表 ●届出義務違反に対する罰則 【第20条-22条】

照)は今年4月1日施行した。近年の対策で得られた教訓を基に、不適正処理の未然の防止に焦点を置いて保管場所の届け出、土地所有者の責務などが規定された。保管場所の届け出は、解体現場で発生した廃棄物を発生場所以外で保管するなどの場合、 100m^2 以上、4口以上の保管の場合は届け出を義務付ける。廃棄物処理施設内の敷地は対象外となる。保管場所を事前に把握することで、保管物が自主努力では撤去不可能な量になる前に適切な指導・対処に着手できる。県は2001年から、警察官を含めた20人体制で不適正処理の監視・指導を実施しており、条例と

の組み合わせでより効果的な防止につながるとしている。

また、過去には土地所有者が借地人による産廃の保管方法に問題があることに気付きながら黙認し、不適正処理案に発展した事例があつた。これを踏まえ、新条例では不適正処理の被害を最小限にとどめるため、土地所有者にも使用状況の確認や不法投棄の発見時の通報などを責務として定めている。

情報公開も積極的に

同県には大規模な処理施設や処分場もあり、県外からの特別管理産業廃棄物の搬入も多い。今回の条例施行では、地域住民の不安なども考慮し、従来の県外産

週刊循環経済新聞
平成21年10月12日

の組み合わせでより効果的な防止につながるとしている。また、過去には土地所有者が借地人による産廃の保管方法に問題があることに気付きながら黙認し、不適正処理事案に発展した事例があった。これを踏まえ、新条例では不適正処理の被害を最小限にとどめるため、土地所有者にも使用状況の確認や不法投棄の発見時の通報などを責務として定めている。

廃（200t以上か
200立方以上）
搬入に関する届け出
加え、県外からの特
別管理産廃（50t以
上かつ50立方以上）
の搬入に関する事務
届け出も義務付け、

つ申しますよの「一般論」の
民も閲覧するといふのがで
きぬやうとした。一
また、これまでほ
意で求めてきた毎年の
処理実績報告も今後は
義務化し、これも閲覧
できるようとするなど

一般市民への情報公開にも力を入れた。さらに施設設置時の住民との合意形成に関する規定などを旧条例から引き継いでおり、地域との融和策も引き続き行っていく方針だ。